

就学援助制度のお知らせ

雲南市では、小・中学校へ通われるお子様や、4月から市内の小中学校に入学を予定されるお子様の、学用品の購入費用や給食費などのお支払でお困りのご家庭に、その費用の一部を援助しています。

年度途中であっても申し込みは随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。



誰でも受けることができますか？

対象者は、生活保護を受けておられる方(※)や、経済的にお困りの方です。

- ・市民税が課税されていない世帯
- ・市民税が減免されている
- ・個人事業税が減免になった
- ・固定資産税が減免になった
- ・国民年金保険料が免除になった
- ・国民健康保険料が減免、徴収が猶予された
- ・児童扶養手当を受給している
- ・生活福祉資金の貸与を受けている
- ・生活保護が廃止になった
- ・その他経済的に困っている（学校教育課へご相談ください）

◆失業や、休業等により収入の急激な減少等があり、経済的にお困りの場合は直近の収入等で審査する場合がありますので、ご相談ください。

(※)生活保護を受けておられる方は、援助の費目が異なります。

どのように申し込みするのですか？

申し込みは、年度の途中でも受け付けています。

お子さんが通われている学校（入学を予定される学校）、または市教育委員会に置いてある「就学援助申請書（兼 同意書・口座振込依頼書・委任状）」に必要事項を記入し、添付書類等を用意して、お子さんの通われている学校へお出してください。

申し込み後、認定できるかの審査をします。その結果については、後日、教育委員会よりご自宅へ郵送しお知らせします。

どこに相談すればよいのですか？

就学援助について詳しく話を聞きたい方は、学校（小学校入学前の場合は、入学を予定される小学校）へお気軽にご相談ください。

また、雲南市教育委員会 学校教育課でも、相談を受け付けております。

雲南市教育委員会 学校教育課 電話 0854-40-1072
〒699-1392 雲南市木次町里方521番地1 （市役所2階）

どんなものが援助されるのですか？

援助される費目・金額は次のようになります。（令和3年6月1日現在 単位：円）

費目	対象者	年間支給額		支給時期等
		小学校	中学校	
新入学用品費	1年生	51,060	60,000	左記支給額（定額）を、入学される年の3月（または5月）に支給します。（4月認定者に限りませう。）
通学用品費	2年生以上	2,270	2,270	左記支給額（定額）を、5月に支給します。（4月認定者に限りませう。）
学用品費	全員	11,630	22,730	学期ごと(8月、12月、3月)に支払います。
校外活動費（泊無）	参加者	1,600	2,310	校外活動及び修学旅行に参加した児童生徒に、左記支給額を上限として、実施の後、支払います。
校外活動費（泊有）	参加者	3,690	6,210	
修学旅行費	参加者	22,690	60,910	
クラブ活動費	参加者	2,760	30,150	3月に、左記金額を上限に、実費を支払います。
生徒会・児童会費	全員	4,650	5,550	
P T A会費	全員	3,450	4,260	
学校給食費	全員	53,000	62,000	左記金額の範囲内は、保護者集金は行わず、教育委員会から給食会計へ直接支払います。
通学費	特別支援児童生徒	40,020	80,880	学期ごと(8月、12月、3月)に支払います。
※生活保護世帯のみ医療費	受診者	実費	実費	学校病を学校の治療指示等で治療した際、実費を医療機関へ直接支払います。 (全ての疾病が対象ではありません。)
体育実技用具費	スキー 柔道 剣道	26,500 — —	38,030 7,650 52,900	左記金額を上限に、実費を支払います。
卒業アルバム代等	小学6年生 中学3年生	11,000	8,800	3月に、左記金額を上限に、実費を支払います。
オンライン学習通信費	全員	12,000	12,000	学期ごと(8月、12月、3月)に左記を上限にオンライン学習に必要な通信費（通信機器含む）を支払います。※学校でオンライン学習を必須とした場合のみ。

※認定される月によって、支給される費目・金額は異なります。（5月以降は月割になる費目もあります）また、申し込みされてから認定されるまでの間に、学校給食費・医療費・通学費を立替え払いされた場合は、立替え分をお返しします。

※生活保護を受けている場合、修学旅行費と医療費に限り、就学援助の対象となります。

※就学援助の支給は年4回（5月、8月、12月、3月の各月末）に分けて行います。

その際、給食費・学用品費など学校諸費用に未納がある場合は、支給金額をいったん学校長口座へ振込み、未納分を差引いた金額をお支払いします。

その他

- ・小学校と中学校で兄弟姉妹がおられるご家庭は、小学校へ申請書1通をお出してください。
- ・雲南市外の市町村に住民登録をしておられる方は、学校または教育委員会へご相談ください。